

児童発達支援給食サービス業務委託プロポーザル方式等事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童発達支援給食サービス業務委託（7月～翌3月）をするにあたって、プロポーザル方式等の審査を厳正かつ公正に行うため、浦安市児童発達支援給食サービス業務委託プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施方法をまとめた実施基準及び実施要項に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査及び事業者の決定に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 福祉部長
 - (2) 福祉部次長
 - (3) こども発達センター所長
 - (4) 障がい事業課長
 - (5) 財政課長
 - (6) こども発達センター主任理学療法士

(委員長)

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条の所掌事項が終了するまでとする。

(選定委員会)

第6条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見聴取)

第7条 選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料

の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて、選定委員会の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 選定委員会の事務を処理するため、福祉部こども発達センターに事務局を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。